市Ｐ連では、以下のように実践している学校の考え方を紹介しています。
未加入世帯が少ない場合はこれで対応できると思います。もし未入会家庭が多ければ、
下線部のような方法も検討されると思います。学校（校長先生）とよく相談してください。

PTA 未入会に関する考え方（例）

千葉市 PTA 連絡協議会

2021.7 月版

◎ＰＴＡは〈任意加入団体〉であるので、入会を強制しない。
◎保護者が会員かどうかによって生徒を差別･区別することはしない。
→〇〇学校ＰＴＡはＰＴＡ会員の子どものための組織ではなく、〇〇学校の子どもたちみんなへの支援をおこなうものであるから。
でなければ、学校の場所を使用したり、Ｔの協力を得たりすることはできない。
◎会員に対して活動を強制しない。
→・役員選出に関しても意思を尊重する。
・会員だけでなく、役員の活動も強制しない。（できるときにできることを）
・会員と役員が参加しやすい活動にすることを心がける。
※前例踏襲でなく、見直しをしていくことも必要。

◇入会について

- 入会にあたっては、原則として入会申込書を提出してもらう。
- 入会申込書は、保護者は役員希望アンケートも兼ねているので、生徒１人につき１枚提出してもらう。
- <u>入会申込書の提出がなくても会費の納入があった場合は会員として扱う。</u>
- 非入会家庭からは個人情報利用同意書を提出してもらう。
- 入会か非入会かという点については個人情報にあたるため、非入会家庭の情報の取り扱いには注意すること。学校関係者と本部役員以外には伝えない。

◇配布物について

- ＰＴＡからのお知らせ等は、会員かどうかによらず全ての生徒・教職員に配布する。分ける手間を省くためでもあり、個人情報を守るためでもあり、生徒間での区別・差別を防ぐためでもある。（非入会家庭には以上の趣旨で配布物が届くことを伝えておく）
- バザーの食券は保護者が会員かどうかにかかわらず全員が購入できるようにする。
- 卒業記念品（現在は卒業証書ホルダー）は卒業生全員に配布する。非入会家庭からの実費徴収は行わない。
  →ＰＴＡから卒業生全員へのお祝いと考える。非入会家庭も様々あり、不登校や日本語が通じないなどの場合は実費徴収を徹底するのが難しいので、本部役員の負担が増えるのも避けたい。
  <u>今後非入会家庭が増えてバランスが崩れたときには、会費からの記念品をやめて、共同購入の斡旋をするか卒対費に含めてもらうなどとする方法がある。会員家庭の生徒だけに配布するのはやめたほうがよい。（差別とされる判例が出ている）</u>